

「兵庫県立豊岡高等学校 定時制課程 いじめ対応マニュアル」

令和6年4月改定

1 本校の教育方針

校訓「真理・正義・敬愛・自律・実践」のもと心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた生徒を育てることを目指している。また、郷土を愛する精神を養うための行事を多く設定し、地域の方々にも協力してもらい「ふるさと」を支える人材育成をし、社会に貢献できる人間を育てる取り組みを行っている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組めるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「いじめ対応マニュアル」を定める。

2 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にとっても、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生ませない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○いじめの定義を理解する

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの基本認識

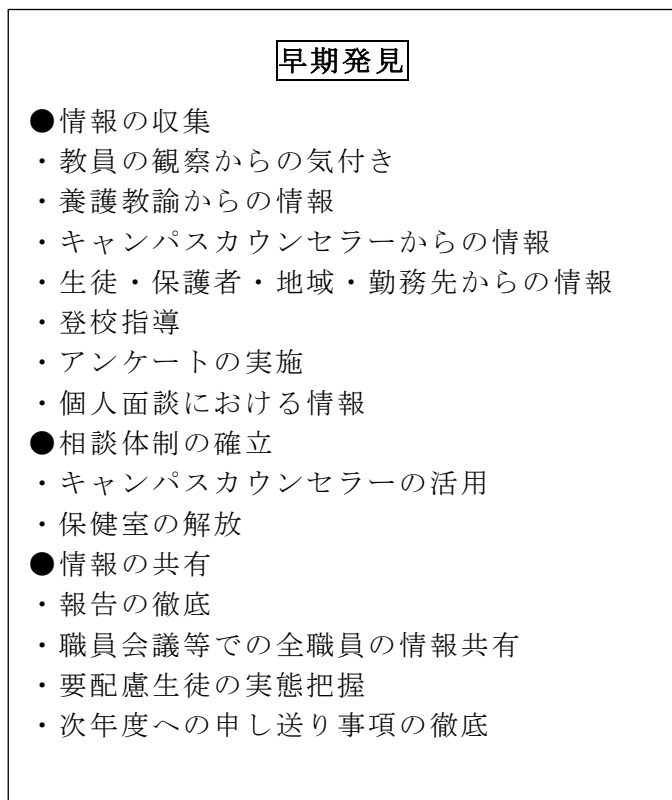
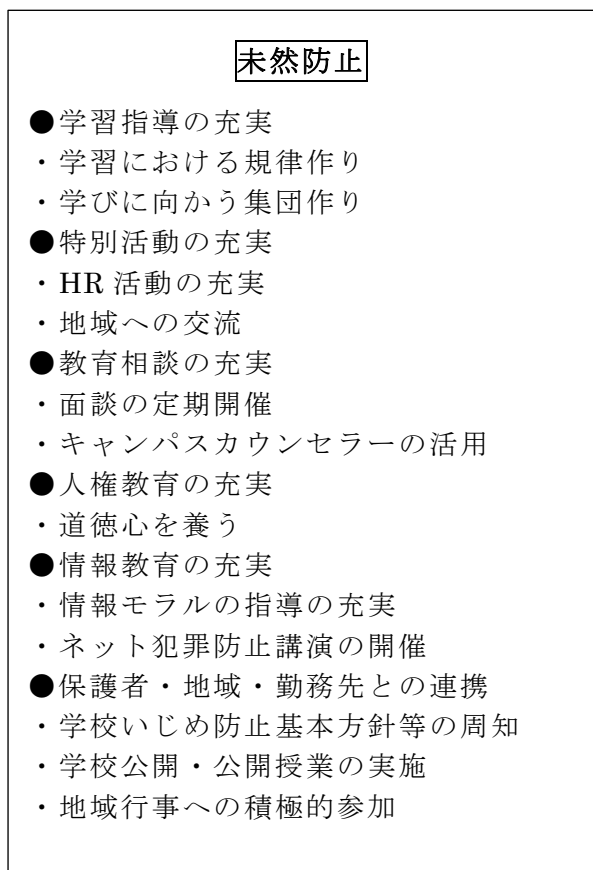
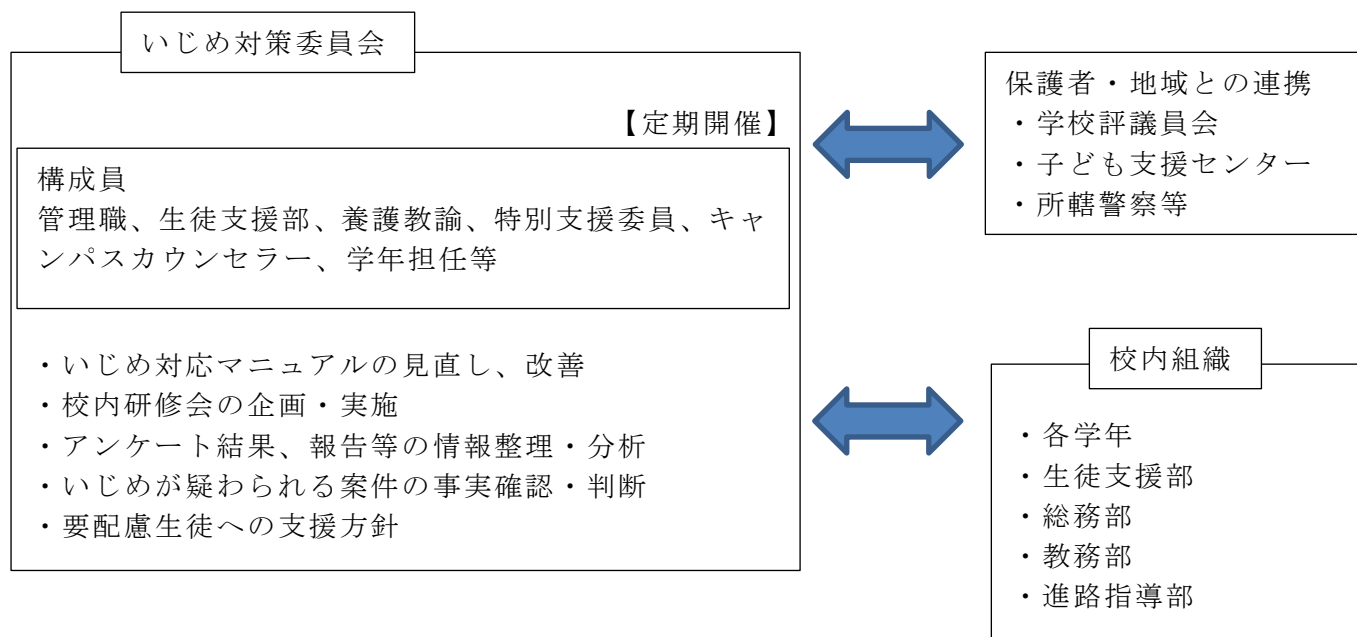
- (1) いじめはどの生徒にも、どの教室でも起こり得る。
 - ・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
 - ・人権や生命に関わる重大な問題である。
- (3) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでない。
 - ・いじめを助長する観衆、傍観者も存在する。

○いじめ対応の基本

- (1) 一人で抱え込まず、組織で対応する。
 - ・校内いじめ対応チームを直ちに招集する。
- (2) 被害生徒を守り通す。
 - ・被害生徒とその保護者に寄り添い、丁寧に対応する。
- (3) いじめは絶対に許さない。
 - ・加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、毅然とした態度で指導を行い、いじめられる側の気持ちを認識させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制



いじめチェックリスト

教室など

- ☐ 1 授業前いつも誰かの机が曲がっている。
- ☐ 2 掲示物が破れていたり机に落書きがあつたりする。
- ☐ 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- ☐ 4 下駄箱が明らかに外部からの力で凹んでいる。
- ☐ 5 下駄箱の靴がなくなる。
- ☐ 6 ロッカーに置いていた教科書がなくなる。または落書きされる。

集団

- ☐ 1 グループ分けをすると特定の生徒が残る。
- ☐ 2 班にすると机と机の間に隙間がある。
- ☐ 3 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 4 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる。
- ☐ 5 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。
- ☐ 6 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- ☐ 7 些細なことで冷やかしたりするグループがある。

いじめられている生徒

- ☐ 1 移動教室などの時、一人でいることが多い。
- ☐ 2 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ 3 顔色が悪く、元気がない。
- ☐ 4 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ☐ 5 遅刻・欠席が多くなる。
- ☐ 6 教職員の近くにいたがったりし離れようとしない。
- ☐ 7 ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
- ☐ 8 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- ☐ 9 必要以上のお金を持ってくる。
- ☐ 10 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- ☐ 11 生活アンケートを提出しない。
- ☐ 12 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- ☐ 13 授業中に消しゴムなどを投げられる。
- ☐ 14 他の生徒の行動ばかり気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。

いじめている生徒

- ☐ 1 他の子どもに対して威嚇する表情をしたり、威圧的な態度を取る。
- ☐ 2 教職員の機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える。
- ☐ 3 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- ☐ 4 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう。
- ☐ 5 教職員の指導に大声を出し反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- ☐ 6 グループで行動し、他の子どもに指示を出し集団で威圧する。

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	職員会議等
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画作成	入学前生徒の中学校訪問 学級づくり	入学生徒への面談	・職員会議にて担任から要配慮生徒の報告、及びバックアップ体制の共有を行う。 ・いじめ対策委員会は、キャンパスカウンセラーを交えての情報交換、観察について会議をする。
5月		人権学習 交通安全講習会	生活アンケート① 個人面談	
6月		手話講習会 ふれあい交流会（豊聴） 修学旅行	保護者会	
7月		球技大会 クリーン作戦（地域清掃） 校内生活体験発表大会	学校評価アンケート① 個人面談	
8月		カウンセリングマインド研修 学校登校日	訪問生徒、勤務先	
9月		定時制祭 手話講習会 ふれあい交流（豊聴）	個人面談	
10月		（3年修学旅行）	生活アンケート②	
11月		ボランティア体験		
12月		球技大会 人権学習	個人面談	
1月		進路講演会	学校評価アンケート②	
2月				
3月	いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ課題検討 ・次年度の指導方針計画	防災学習	生活アンケート③ 個人面談	

職員会議等

- ・職員会議にて担任から要配慮生徒の報告、及びバックアップ体制の共有を行う。
- ・いじめ対策委員会は、キャンパスカウンセラーを交えての情報交換、観察について会議をする。

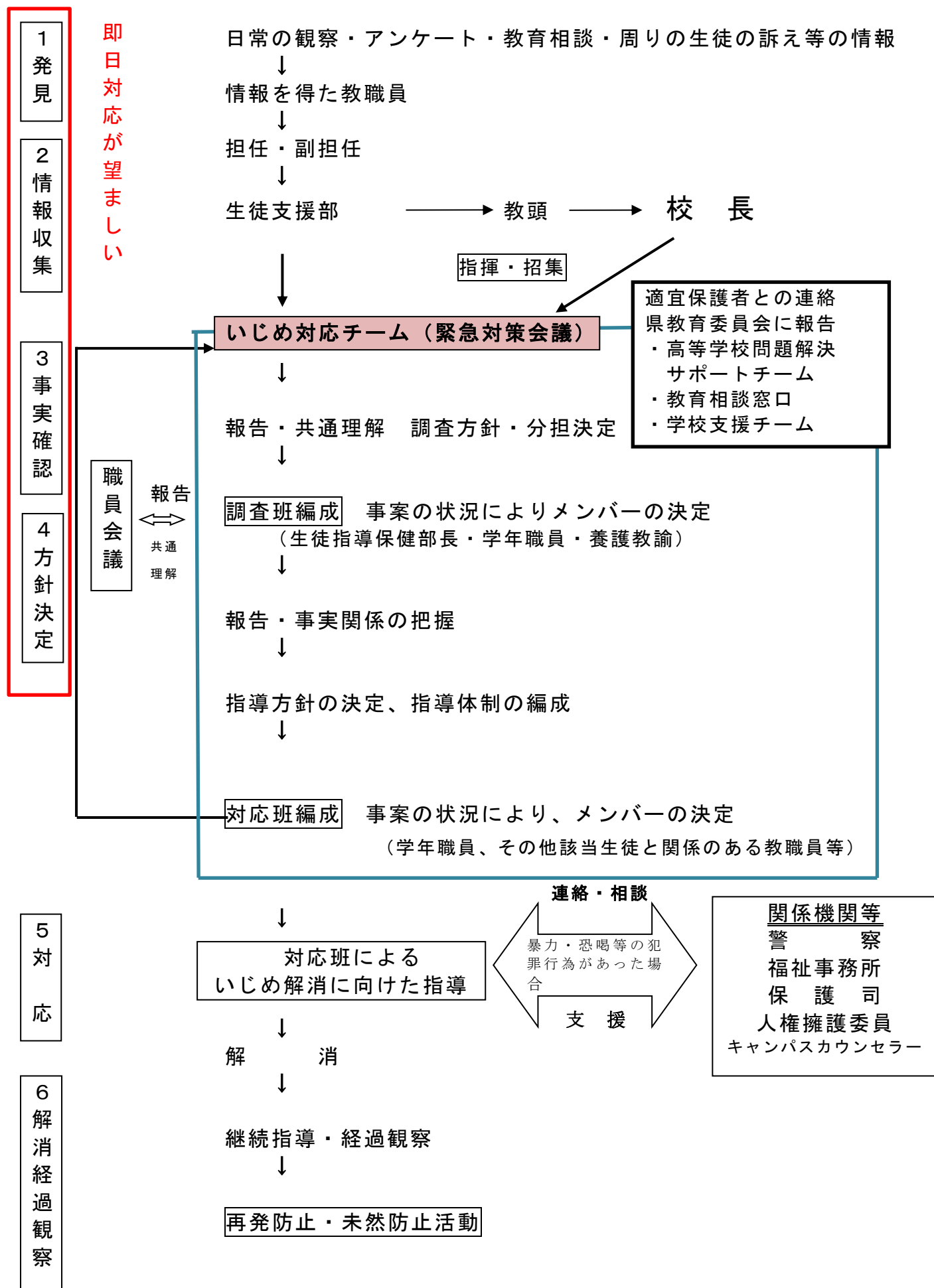
未然防止に向けた取り組み

- ・すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- ・入学前に中学校訪問をし、情報の交換を行う。
- ・すべての教員がいじめを許さない学校づくりの意識を持つ。
- ・年間を通じて登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・地域との関わりを深め社会に貢献する意識を高める。
- ・地域の方々に行事に参加してもらい郷土を愛する精神を養う。
- ・地域のボランティアに積極的に参加する。
- ・各担任が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく報告・連絡・相談を行い、学校全体で組織的に対応する。

早期発見に向けた取り組み

- ・生活アンケートを3回、学校評価アンケートを2回実施する。
- ・個人面談だけでなく、全教職員が生徒の日常での些細な変化に注意を払う。

(3) いじめ発生時の組織的対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

・組織の構成については、校内いじめ対応チームを基本とするが、当該いじめ事案の関係者又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

・事実関係を可能な限り組織的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

・関係者の個人情報には十分配慮する。ただし、個人情報保護法を楯に説明を怠ってはいけない。
・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置かなければならない。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

・いじめられた生徒又は保護者の希望により、所見を調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(3) 重大事態の取り扱いについて

○重大事項の取り扱いについて、以下の事項を徹底する。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査などに当たる。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例。

- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。
- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。 ・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ・欠席が続き（重大事案の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学なども含む）した。 など

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は重なる被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えたものです。

また、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）

5 その他の事項

誰からも信頼される高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域へ情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

関係機関

豊岡警察 生活安全課
子ども家庭センター

0796-24-0110
0796-22-4314